

むつ市議会第209回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成23年9月5日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例
- 第2 議案第25号 むつ市駅前広場条例
- 第3 議案第26号 むつ市営薬研温泉露天風呂条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第27号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第28号 財産の取得について
(むつ市消防団川内消防団第6分団、大畑消防団第10分団及び脇野沢消防団第7分団配備の小型動力ポンプ付積載車3台を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第6 議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第7 議案第30号 平成23年度むつ市一般会計補正予算
- 第8 議案第31号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第9 議案第32号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第33号 平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第11 議案第34号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第35号 平成22年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第36号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第37号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第38号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第39号 平成22年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第40号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第41号 平成22年度むつ市水道事業会計決算
- 第19 報告第27号 平成22年度むつ市一般会計継続費精算報告書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
4番	工藤	孝夫	5番	横垣	成年
6番	澤藤	一雄	7番	石田	勝弘
8番	新谷	功	9番	目時	睦男
10番	野呂	泰喜	11番	馬場	重利
12番	岡崎	健吾	13番	山本	留義
14番	千賀	武由	15番	白井	二郎
16番	大瀧	次男	17番	富岡	修
18番	佐々木	隆徳	19番	半田	義秋
20番	川端	一義	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	菊池	広志	27番	斉藤	孝昭
28番	富岡	幸夫			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
代表委員	小川	照久	総務政策 部長	伊藤	道郎
財務部長	下山	益雄	民生部長	奥川	清次郎
保健福祉 部長	松尾	秀一	経済部長	中嶋	達朗
建設部長	山本	伸一	川内庁舎 所長	布施	恒夫
大畑庁舎 所長	若松	通	協野所 舎所長	高坂	浩二
会管総政 理出納室 長	大橋	誠	選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光
監査委員 局長	石田	武男	農委 事務局 局長	手間本	富士雄

教育部長	齋藤秀人	齊藤鐘司	企業長 水道部
務部災監	岩崎金藏	清藤巡一	建設部
務部策監	花山俊春	石野了	財政部
部策監	竹山清信	鏡谷晃	建設部
営局事長	川森浩史	柳谷孝志	務部
務課	野藤賀範	高橋聖	策調
務部課幹	工藤初男	氏家剛	務課
務部策長	畑中秀樹	望月操	建設部
部金長	荒谷保規	酒井嘉政	水道部
部市課幹	杉山直規	柏谷忍	建設部
部課幹	松宮康則	山崎幸悅	舎設部
育会局長	栗橋恒平		育会局習員
務部課任			員務課

事務局職員出席者

事務局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫
總括主幹	濱田口	主任主査	石田隆司
主任	村		

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第19 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第24号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例について質疑をさせていただきます。

まず、この条例案が上程される前に、市民歌につきましては検討委員会というのがございました。それで、ことしの3月30日に市長のほうにその検討結果が提出をされていると思うのですが、その内容についてまずお聞きしたいと思います。

また、この条例の中身ですが、委員について見ますと、むつ市議会の議員、詞又は曲に関し

識見を有する者というふうな形でありますが、この委員について一般の公募は今回は考えていないのかどうか。また、委員に市議会議員が必要なのかどうか、そこをあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず、市民歌検討委員会の報告の概要というようなことでございます。この委員会からの報告の概要につきましては、まず要件、基準というようなことで、明るいイメージで年齢を問わず歌いやすい、あるいは口ずさみやすい、聞きやすい、親しみやすいものとするというようなことでございます。

また、方法論、手順といたしましては、詞に係る手続をまず先に行いまして、その後曲に係る手続を行う。詞及び曲につきましては公募とする。選考や詞の補作及び編曲などにおいては専門家の協力を考慮する。

また、活用方法等についての意見でございますけれども、各種イベントや施設等において流すなど、市民が接する機会をふやし、周知、理解の促進に努めていただきたい。また、将来を担う子供たちに対する理解、促進に十分意を用いていただきたいというようなことが報告書の概要でございます。

次に、委員の一般公募を考えていないのかというようなことでございますけれども、むつ市民歌の制定に向けた取り組みといたしましては、ただいま申し上げました昨年9月に議員並びに学識経験者、公共的団体の代表者のほか、公募による市民4名を加えました委員19名で構成いたしますむつ市民歌検討委員会を設置し、制定に向けた手法、要件、調査検討をやる行ってきたところでございます。

また、この検討委員会に先立ちまして、昨年4月から5月にかけて、検討委員会の資料に供することを目的といたしました望ましい市民歌のイメージ、活用方法などの意見を伺うために市民アンケートも実施しております。本年3月の検討委員会からの報告では、先ほど申しましたような内容を主とするものがなされておりますけれども、詞または曲にかかわる専門性を有する地元の方や、当市に縁のある方で構成する委員会を組織し、審議のうえ選考するというようなことしております。

むつ市市民歌制定委員会には、新しい市民歌の創造という非常に大きな役目が託されておりまして、また詞や曲は公募のうえ選考することなど、音楽に対する専門性を持った委員で組織し作業を進めることが適切であると考えられるものでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、議員の参加が必要なのかとのお尋ねでございますけれども、今回提案いたしましたむつ市市民歌制定委員会の委員は、むつ市市民歌検討委員会からの報告内容を踏まえ、詞や曲に関し識見を有している方々が委員の大宗を占めることとなります。しかしながら、新しい市民歌は歌としての完成度の高さもさることながら、市民の一体感の醸成を図るとともに、長く市民に親しまれる郷土への愛着を深めることのできるネクスト50という未来へ向けた新たな象徴となるものが望まれますことから、市民の代表者であり、行政面も含めた幅広い知見を有しております議員の皆様方にぜひご参画いただきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 市当局の考え方はわかりました。普通に考えれば、市民協働参画を目指すまちづくりをする市長であれば、この段階でも一般市民の公募というものを考えるのかなと思いました

けれども、今まで積み上げてきた中で市民の方の意見をいただいているので、今回は専門的なところでやるというふうな、そういう考え方だと今私理解しましたので、その考え方には賛同いたしません。

その中に議員も入るということですが、私個人は別に議員は要らないのではないかなというふうな気もしますが、市当局がそういうふうな考えであれば、それも今説明を聞いてありかなというふうに思いましたが、どっちにしましても、やはりこの市民歌制定というのは非常にむつ市においても大きな作業であると思えますし、今後市の統一感を出すことなどに向けた意味では非常に大きな事業となると思えますので、できましたらこれが通った後には、その途中途中の段階での委員会の内容というのを公表していただいて、今回市民公募をとらないのであれば、その途中途中でまた市民から意見を聞けるような場面をつくっていただければいい形で進むのではないかなと思えますので、その辺についてをぜひ検討していただきたいということを申し上げて質疑を終わらせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、9番目時陸男議員。

○9番（目時陸男） 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例について、何点かにわたってお伺いをしたいと思います。中村議員の質疑と一部重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

先ほどの質疑とも兼ね合いますが、選定委員は12名ということで条例で明示をされているわけですが、そのうち議員が何名で議員以外は何名と、こういうことの考え方があろうかと思えますので、その数字的な部分について1点目お伺いをします。

2点目は、先ほどの質疑とも関連するわけでありませんが、19名の委員で検討委員会を設置してこれまで検討を重ねてきたと、その結果の中でこの条例の原案を策定したと、このようなことでの説明であります。この検討委員会の中で公募による委員を選考すべきという点についての議論がなかったのかどうか。仮に意見等があった場合に、そのことが条例の中に反映できなかった理由をお聞かせ願いたい。

3点目は、今回の条例制定後には、具体的な条例に基づく委員会が設置されていくわけですが、市民歌制定までの具体的な日程、スケジュールをどのように考えているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お尋ねの1点目でございます。委員の内訳でございますけれども、議員が2名、識見を有する方として10名を予定しております。

それから、2点目ですけれども、公募にすべきとの議論があったかというようなことでございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように、市民アンケートを実施している、そして市民歌検討委員会のほうからの報告等踏まえまして、市民をどうしても入れなければならないというような議論までは内部では検討はいたしませんでした。

次に、3点目ですけれども、制定までのスケジュールというようなことでございますが、むつ市市民歌制定委員会につきましては、遅くとも11月中旬をめどに立ち上げたいと、そして作業を進めてまいりたいと考えております。その後におきまして、詞の公募、詞の決定、そして曲の公募を行いまして、市民歌の制定という流れで進めていく予定でございます。詞の決定は、できれば今年度中を目指しております。それらを行いまして、来

年度中の制定を目指しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 来年度中に市民歌を制定していくと、こういう考え方が示されたわけですが、2点目の公募の部分については、先ほどの部長の答弁からしますと、市民アンケート等の中で市民の意見を聴取していくと、このようなことであります。

要望であります。やはり市民歌という、そういう性格からも、私はそれぞれの市民の意見が具体的に市民歌に反映をされていく、このことによって市民歌が市民一人一人の心の中に入っていく、このようなことにも通じていこうと、このように思うわけであります。そういう意味で、市民に愛される市民歌、こういう要素からも、今後の具体的な12名の選考規定等々設けて選考していくかとも思いますが、この公募という部分について、アンケートに加えて、この点についてもより補完をしていく、このためにも検討をしていただきたいということを要望して質疑を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番（千賀武由） 委員の委嘱の関係でございますけれども、先ほど中村議員もおっしゃいましたとおり、私も果たして議員がこの委員に必要かと思うところでございます。私は、音楽に関しても、市民各層から意見を吸収することが必要ではないのかなと思います。ということは、識見のある専門家の皆様の気がつかなかったことや、新たな発想も市民各層から出てくるかもわかりません。すなわち、この歌の制定の関係も、姿勢は全市民のためにでございます。そのためにも市民各層から

人選をと私は申し上げたいと思いますが、市長にお聞きしますが、この人選方針についてのお考えをいただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 前の議員お二方にこの公募の内容につきましてお話をいたしたわけでございます。

まず、検討委員会のほうで、親しみやすく、そして明るいイメージ、歌いやすい、聞きやすいというふうな形で大きなスキームがつけられたわけでございます。そのスキームをつくる際に、市民の皆さんに公募をいたしたところでございます。その意味からしては、市民の皆様方の意見は十分公募という形の中で、またアンケートもとりました。そういうふうな形で果たされているものと、このように思っております。

今度は詞、そしてまた曲と、こうなりますと、かなり専門性を有したものであろうと。詞ですと、さまざまな韻を踏むとか、それから言葉遣いとか、そういうふうなものが出てくるものと、このように思いますし、また曲、メロディーにつきましては、やはりこれは今お話をいたしましたように、検討委員会の中で歌いやすい、聞きやすいと、そういうふうなところは専門性を持った方々、こういうふうな方々のご意見を十分反映していく、そしてまたこれは全国公募になりますので、そういうふうな意味でしっかりとした対応をしてもらうため、こういうふうな形になったわけでございます。

また、議員、議会のほうからというふうな形に若干ご異論があるようでございますけれども、この部分におきましては、やはり議員は市民の代表であります。そしてまた各地区の、合併してからの曲になりますので、さまざまな部分でそれぞれの地域、その歴史、文化、風土というふうなことを十分承知しておるわけでございますので、その

場面においてのさまざまなご意見、それが徴されて、詞、曲に反映されていくものと、このように思いますので、2名の議員を選出したいと、こういうふうな形で上程をさせていただいた次第でございます。

○議長（富岡幸夫） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。27番齊藤孝昭議員。

○27番（齊藤孝昭） 今の議会から2名の議員を委員に選出するという件であります。仮に議会が市側から要請された場合に、議会が2名の選出を拒否した場合、どういうふうになるのかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議会側で拒否された場合というようなことですが、こちら側といたしましては、ぜひ議員の方にも参加していただきたいということで、こういう条例を制定したいというようなことをお願いしております。どうしても議会のほうからは出せないというようなことであれば、それは議会の判断ということでしたし方ない部分もあるのかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 今までも議会改革の中で外部の委員会や団体の委員として派遣することを自粛しようと、公平、公正にいろんな考え方で物事を進めようと言ってきた中で、新たにこういうふうな議会から2名の選出をお願いするということをむつ市議会に振られても、なかなかまとまらないと思います。2名選出するに当たっても、いろんな考えがありますので、ではだれにしようかというふうなことも含めて、たかが委員2名選ぶためにいろんな時間を割くということは、無駄だとは言いませんが、なかなかややこしい話になりますので、やはり議会は議会としてチェック機能を保つという観点から、議会からの選出を控えていた

だきたいということを私は考えていますが、どう
でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど前の議員の方に答弁
を申しあげましたように、あくまでも市民の代表
であります議会に対して、そして議会の内部でそ
のことはまた検討していただかなければいけない
ことだと思えますけれども、条例の内容としては、
さまざまな場面で非常に市民の皆様方との接触、
そしてまた地域それぞれの風土、文化、歴史、十
分熟知しておられる議会議員の方々から2名を選
出していただきたいというふうなことでの上程で
ございます。

齊藤議員のお話の中には、手前ども行政側とし
てはなかなか立ち入れない部分のご発言がござい
ました。議会のほうの判断でその部分については
決定をしていただきたいと、このように思います
けれども、前提となる考え方は、先ほど来お話を
いたしておりますさまざまな部分で市民の皆さん
方との触れ合い、そしてまたそれぞれの地域、そ
して歴史、文化、伝統、そういうふうなものに通
暁されている議員各位でございまして、その委
員会の中でご意見を賜りたいという姿勢でござい
ます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 仮に議員が2名委員となった
場合ですが、その市民歌は議会に諮られると思
いますが、そのとき選ばれた2名の議員は退席に
なりますか。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この市民歌の制定に
つきましては、議決事項ではございませんので、
議場で採決というようなことはございません。

○議長（富岡幸夫） これで齊藤孝昭議員の質疑を
終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第25号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第25号
むつ市駅前広場条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、25番中村
正志議員。

○25番（中村正志） 大変細かい質疑で恐縮なので
ありますが、条例案の第11条の4項のところに、
「市長は、前項の告示の日から起算して6月を経
過してもなお当該自転車等を返還することができ
ない場合には、当該自転車等を処分することがで
きる」という項目がございまして、これ私よくわ
からないのですが、警察等が取り締まる放置自転
車の取り扱いや、あるいはその上位の法律に照ら
し合わせて市で処分できるものなのかどうか、そ
こら辺の関係をお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 中村正志議員のお尋ねに
お答えいたします。

本条例の中の自転車に関する部分につきましては、
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車
対策の総合的推進に関する法律に基づき定めてい
るものであります。同法律の第6条第6項におき
まして、「都道府県警察は、市町村から、第1項
の条例で定めるところにより撤去した自転車等
に関する資料の提供を求められたときは、速やかに
協力するものとする」と規定され、放置自転車等
の撤去は市町村が行うものであることが明確にな
ってございます。

また、同法律第6条第4項におきまして、自転車等を保管したときは、その旨が公示され、その公示の日から起算して6カ月を経過してなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は市町村に帰属すると規定されておりますことから、この条文に基づきまして、本条例第11条第4項において市長は当該自転車等を処分することができるものと規定したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） そういう法律があつて大丈夫だということは、今の説明で理解しました。そうしますと、市のほうで処分できるということなのですが、この処分は廃棄なのでしょうか、それともたまにあるように販売できるとか、そういうようなところはできるのか、どういうふうな形での処分を現時点で考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） その自転車の状態にあると思っております。物が使えるような状態であれば、それはそれなりに業者さんをお願いして、そういう金銭にかえることは可能でしょうが、そうでない場合はこれは廃棄になるということになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、9番目時睦男議員。

○9番（目時睦男） 議案第25号 むつ市駅前広場条例について、5点にわたってお伺いをしたいと思います。

1つは、第4条第2項の中で触れられているわけですが、この広場の使用を許可しないという場合には、どのような場合に許可をしないということを想定しているのが1点であります。

それと、この条例の中で使用料が示されているわけですが、例えば物品の販売、頒布等の場合には場所を固定しない場合には137円とか、募金、署名運動などの場合には1人に対して137円と、このようなことで使用料を定めているわけですが、この使用料を徴収する理由と、この使用料の額の算出根拠、これを2点目お伺いします。

3点目が、「公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる」と規定されているわけですが、どのような場合に免除されるのか。それとまた、具体的にこの免除の範囲について条項に明示をしていないわけですが、その明示をしない理由について、3点目お伺いします。

4点目は、先ほど中村議員の自転車の関係については、法律に基づいて条例に反映した条例案になっているわけですが、車両駐車場の連続利用制限日数というか、これまでも駅前広場の車両の駐車場に長期間放置されているというか、このようなことでの状況もあったというふうなことで報告があつたわけですが、この条例の中に先ほど言いましたように、駐車場を利用する日数を設けていないわけですが、そのことについての考え方をお示し願ひたい。例えば一定の規定等々の中で、条例に基づく規定の中で、この日数について考えているとすれば、何日間ぐらいを駐車日数として考えているのか。

5点目は、4点目と関連をするわけですが、むつ市の各地区の利用者ももちろんであります。下北駅の利用というのは、その他の町村の住民の方々も利用しているわけがあります。そういう中で一定の期間上京する、このような場合に車両を駐車場に駐車する、このようなことは実際ある状況だと思ひます。そのような場合に、他の日々の駐車場利用者に支障のないような長期の

というか、何日間か駐車場を利用する利用者についての駐車スペースというか、こういう点を設ける必要があるのではないかと思うのですが、その辺についての考え方についてお聞きをしたいと思います。

以上、5点についてよろしく申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 目時睦男議員のお尋ねにお答えいたします。

初めに、お尋ねの1点目でございますが、第4条第2項、駅前広場の使用許可しないとはどのような場合を想定しているかということでございますが、条例の第8条、使用の制限等の第1項第1号から第3号及び第7号にありますように、公の秩序を害したり、他人に危害や迷惑を及ぼしたりすることにより駅前広場の利用者に対し支障を及ぼすことがあると認められる場合を想定してございます。

次に、お尋ねの2点目、使用料を徴収する理由と使用料算出根拠はについてでございますが、駅前広場では目時議員おっしゃるように、物品販売等の営業行為をすることが可能でありますことから、テント等を設置して地場製品の販売やアイス等の販売が可能であると考えてございます。このことから、むつ市都市公園条例の公園使用許可による使用料と同様に条例第4条の駅前広場使用許可による使用料の条例第6条に基づきまして徴収することとしたところであります。また、算出根拠につきましても、むつ市都市公園条例の使用料に準じて設定をしているところであります。

お尋ねの3点目、「公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる」とあるが、どのような場合に免除されるのか、また条項に明示しない理由は何かについてでございますが、条例第7条の使用料が免除される場合につきましては、市が後援、協賛した

ものや各種団体による歓迎イベント、また学生、生徒等が実施する行事等が考えられるわけでございます。いずれにいたしましても、駅前広場の利用につきましては、さまざまな状況が想定されますことから、使用許可申請書の内容を確認し、これまでの事例等も参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

お尋ねの4点目、車両駐車場の連続利用制限日数を設ける考えはないか、あるとすれば何日間を考えているかについてでございますが、条例第13条の移動命令に、市長は規則の規定に従わず駐車した車両の所有者に対して移動を命ずることができる規定しております。なお、本条例が可決されますと、駐車の実事が確認されてから連続して7日間を超えて車両を駐車もしくは放置している場合は当該車両に移動を命ずるための警告書を取りつけることができると規則で規定することとしてございます。

お尋ねの5点目、例えば上京等により一定期間車両駐車場を利用することが想定されるが、それら利用者に支障のないスペースを表示のうえ利用させる考えがないかについてでございますが、両駅前広場とも駐車場スペースが限られておりますことから、長期間にわたる旅行や仕事などの場合は、公共交通機関の利用または駅まで送っていただくことなどの方法をとっていただきたいと考えてございます。

なお、駅の利用方法につきましては、今後市政だより等を活用して啓蒙してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） わかりました。それで、先ほどの部長の答弁の中で、長期間というか、ある一定の期間駐車をする場合に、先ほどの答弁でいきますと、7日間以上の場合には駐車できませんよというか、そういう意味の貼付するというような

ことでの考え方が示されたわけではありますが、7日間以上の上京等によって不在になるという、現実的にそういう方々も利用したいという方があろうかと思うのです。その場合に、駅前の駐車場に駐車できないと、こういう方々について、駐車場は利用できないにしても別な場所、例えば市役所本庁舎の一部の駐車場を利用できますよ、7日間以上の場合にはとか、こういう点で配慮をした中で看板を設置するとか、そういう状況も対応としてとっていく必要があるのではないのかという判断に立つわけではありますが、その辺についての考え方について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今日時議員からるご提案も含めましての駅前広場の駐車場、そしてまた長期間置くスペース云々がございましたけれども、そのようにいたしますと、まず駐車場のスペースに切りがなくなると、私はこのように思っております。

また、スペースをつくって1週間以上、こういうふうなものの駐車を認めるような体制と、このようになりますと、例えばその駐車場、その駐車スペースを管理する市のほうの、例えば何かあったとき、車に対して損害等が生じたとき、そういうふうな責任の問題も出てくる、そういうふうなことも想定されます。基本的には、車をお持ちの方は、たしか車を購入される際には駐車場の部分をしっかりと警察に届けるような義務があったかと思しますので、そちらのほうにご自宅のところに置いていただいて、そして公共交通機関等々を利用していただいて駅のほうに赴いて列車を利用していただくというふうな体制がベストだと、私はこのように思っております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 特にここは、今後現実的に利用者の中で出てくるのではないかという想定の中

でお尋ねをしているわけですが、現実的に他の地区、例えば青森市等々の場合は有料駐車場等があるわけです。ただ、本市の場合には、料金を支払っても駐車できるとか、そういうところが現在のところはないわけです。そうすると、利用者が長期間の場合に土地所有者のところの了解を得て駐車をするとか、そういう手段しかないわけで、そういう点については今後の検討であります。いろんな角度から、やはり市民はもちろんのこと、下北駅を利用する利用者に不便をかけないような形の中での対応をぜひとも検討していただきたいということをお願いして終わります。

○議長（富岡幸夫） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、大きい話ですが、この条例を設置した背景というのはどういうところにあるのかというのを聞きたいと思っております。今まで条例なくても別に問題なかったのかなというふうにも考えておりますので、今まで条例をつくらなくて何か問題があったのかなと、その部分があれば教えてもらいたいと思っております。

2点目ですが、広場というと、何か公園の中に人が集まるスペースがあって、そこを広場というふうなイメージで私はとらえているのですが、そういう意味では下北駅にしろ大湊駅にしろ、そう人が集まるほど広いところはないなというふうに思うし、駅前ですからJRの所有の土地もあるのかなとも思ったりもして、この広場というところの意味合いも含めて、どういう場所なのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 横垣成年議員のお尋ねの1点目、条例を設置した背景は何か、今までに何

か問題はあったのかとのお尋ねにお答えいたします。

大湊駅前広場は、平成11年度に整備を完了しておりますが、整備部分は駅前ロータリー、一般駐車場、タクシー駐車場部分から成っております。常時広場的要素で使用できる部分がないことから、既存のむつ市財務規則及びむつ市行政財産目的外使用料徴収条例によりまして、これまで管理を行ってきたところであります。

その後平成21年度に下北駅前広場の整備を完了した際、広場的要素で使用できる部分が少ないために、大湊駅前広場と同様に既存の規則、条例で管理が可能と考えてきたところでございます。しかしながら、両駅前広場とも平成22年12月の東北新幹線全線開業に伴いまして、今後は観光客の増加が見込まれ、JRやむつ市観光協会等が駐車場の一部も使用した小規模なイベントなどを開催することも考えられることから、駅前広場の円滑化を確保し、駅前広場の利用者の利便性の向上を図り、より適切な管理を行うために明確な規定を定めることとしたところであります。

次に、お尋ねの2点目、広場という広場はないように思う、どの場所かとお尋ねにお答えいたします。駅前広場とは、常時広場的要素で使用できる場所というわけではなく、駅前ロータリー、一般駐車場、タクシー駐車部分、バス乗降場、バスプールと駅舎を除く市で整備したすべての部分が駅前広場ということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番白井二郎議員。

○15番（白井二郎） 議案第25号 むつ市駅前広場条例についてお尋ねいたします。

今回の条例の中で、第12条から第15条まで駐車

場の条例が出ていますが、この条例をつくる際に、有料にすべきかという話し合いがなされたのかどうか。ということは、現在むつ総合病院も有料になりました。また空港、JR八戸駅も有料になっているわけですが、その辺を踏まえてどのような話し合いがなされたか、まずその1点をお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 駅前駐車場の有料化ということにつきましては、この駅前広場を整備する際に、これは大分前になるわけですが、その際に検討をしてございます、有料化をしたらどうだと。そうすれば、放置的なものもなくなるのではないとかいろんな協議をしましてまいりました。しかしながら、使う財源が基金でございました。それと、あとむつ総合病院であれば、そこに一日じゅう、24時間管理できる体制がとれる、しかしながら駅前広場になりますと無人になる時間帯が多々ございます、夜中とか。そうしますと、何かトラブルがあったときにはどうするのかというのも含めまして、それは見送ったという経過がございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（白井二郎） 最初は検討されたということで理解いたします。当然トラブルがあれば大変困るわけでございます。ただし、トラブルがあっても、今は業者さんなどに委託するとか、そういうこともできます。先ほど目時議員も言っていたが、不法駐車といいますか、長期間の駐車も、お金を取ればなくなるというわけではございませんが、そういうことも考えればメンテナンスとか補修、駐車場の管理とかというのも当然お金も今後かかります。やはり利用者負担というのは今後検討すべきだと私は考えますが、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 基本的には検討してまいるといふことにはなるのですけれども、いずれにいたしましても、設置する場合の財源の制限というの、その制限が外れたときに可能になる場合もございませぬのですから、その辺を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（白井二郎） この条例が可決すれば、このまま移行するわけですので、私が言った考え方をぜひ取り入れて、駐車場の問題は私がお金を取るべき、有料にすべきという考えを持っておりますので、前向きに検討してもらいたいと思っております。以上であります。

○議長（富岡幸夫） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） まず単純なことですけれども、駅前広場とJRの建物との管理区分というのはどのような区分になっているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 先ほどの質疑の中で申し上げました市が管理する部分につきましては、駅舎以外市が整備したところすべてでございます。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それで、今現在タクシーが列車の発着のときにそれぞれ広場に集まるのですけれども、そのときに、第4条のいろいろな商行為その他で許可をするとした場合と、タクシーとの競合する時間帯、場所があると思うのですけれども、それはどちらを優先するのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 基本的には利用者の安全と利用者には不便がかからないような状況、これが大前提でございますので、それはその状況、使用

の申請状況を見て、その内容を確認しながら、それらは判断するということになろうかと思いません。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 今大湊駅前の広場を見ますと、タクシーの駐車帯といひますか、モータープールといひますか、それがはっきり区分されていないような気がするのですけれども、そういういろんな意味でこれから競合したようなとき、タクシーの場所をはっきり確定したほうがいいと思うのですけれども、そのことについてお伺ひします。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 大湊駅前も整備する際は、タクシープールはここですよといふことは枠で囲んで明示していると思っております。そこからお客様を乗せるという形をとらせていただいていると思ひますので、そのような状況になっていない場合はタクシー協会ともご相談申し上げるといふことになろうかと思ひます。

○議長（富岡幸夫） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第26号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第26号 むつ市営業研温泉露天風呂条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。9番目時睦男議員。

○9番（目時睦男） 議案第26号 むつ市営業研温

泉露天風呂条例の一部を改正する条例について、2点にわたってお尋ねをいたします。

1点目は、この露天風呂の利用時間というか、使用時間は朝は7時から午後5時までと、このように条例で明示されているわけではありますが、特にお聞きをしたいのは、午後5時までとした理由というか、中身について1点目はお聞きをしたいと思います。

2点目は、その使用時間の制限との関係があるわけではありますが、現在おかげさまで市長の配慮によって露天風呂が利用できる状況になりました。公衆浴場法の中で屋根をつけるとか仕切り、目隠しをすとか、そういう措置をしていただいで利用者が利用できる状況になっているわけです。今回その状況の中から条例を制定するというふうなことで、一部改正をして、今後の運営に資していくと、このようなことではありますが、現在のこの露天風呂の利用の状況について、要するに公衆浴場法との関係だということで理解をするわけではありますが、男性の使用時間、女性の使用時間ということで区切った使用時間で利用者に提供しているわけではありますが、実際の状況の中で利用者から利用に不便があると、このようなことも我々聞いているわけで、この辺について今後改善をする考え方があるのか、この2点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、第1点目の使用時間を午後5時までとした理由でございませけれども、露天風呂を再開するに当たり、公衆浴場法の適用によるレジオネラ症発症予防のため毎日温泉の湯の入れかえと掃除が必要になっています。これらの作業時間を考慮し、午後5時までとしたものであります。

2点目、男女別の使用時間の設定、改善する考

えはないかというようなことだと思いますが、むつ保健所のほうから公衆浴場法に規定する混浴解消の指導を受けております。これを改善するために男女別に使用時間を設けたものであります。そういうことで現在運営されているということでもあります。男女別ということで、これが最善の方法と考えておりますが、使用時間帯、男女それぞれありますので、この順番とか、これらについては今後そういう要望等があれば考えていきたいと思

います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 1点目の使用時間の午後5時までという部分ではありますが、実は近隣の施設で老人福祉センター、入浴できる施設を市民の方々に提供しているわけです。実は、この老人福祉センターの利用時間が従来午後6時までと、このようになっておったわけではありますが、利用者からいろんな意見が出て、例えば大畑に居住されている方が老人福祉センターのお風呂を利用するという場合に、例えば一つの例ではありますが、仕事の関係で帰宅するのが5時半だと、それから薬研の温泉を利用したい、老人福祉センターに入浴したいという。6時ということになると、なかなか利用できない、物理的に時間の関係から。こういうようなことで、夏場の場合に7時まで延長できないかということで、いろいろ市のほうでの配慮によって夏場7時まで1時間延長という形で現在運営をされているということなわけです。

そういうことをかんがえた場合に、この露天風呂についても、今のお話からしますと、掃除等々、そういう点に係る時間等を考えて、逆に使用時間を定めると。こういうようなことで定めたということではありますが、やはり基本的に考えていくのは、利用者の利便性、こういう点を考慮した運営

の仕方ということが基本になっていかなければならないのではないかと、このようなことを考えるわけで、実際的な状況で考えた場合に、先ほどの利用者の希望等を見た場合に、住民の方々は、結果的には働いている方々は利用できない状況が予測されるし、逆に利用できるというのは高齢者とか観光客等に限定されるのではないかと、このようなことも考えられますので、この午後5時という部分について、今後いろんな角度から検討しながら、条例制定後も検討をしていくというふうな考え方があるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それと、2点目の部分であります。現在時間帯を制限して、区切って男女別に使用時間をやっている。これも住民の方々から意見が出ているわけであり。例えばご夫婦で薬研に赴いて露天風呂を利用する。行ったときは女性の時間帯だと。奥さんが入浴後は、今度は男性の時間ですから、男性の時間まで夫が待って、そしてまた利用する。こういうふうなことで、一緒に利用できないという、こういう実態を何とかならないかという状況もあるわけです。こういう面でいった場合に、今後の検討であります。男女別に仕切り等を検討して、女性、男性一緒の場合にもそれぞれが同時期で利用できるような状況というものについて今後検討していく考え方があるのかどうか、この点についてお聞きをします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今混浴の話からご夫妻でお越しになった際というふうなことがございましたけれども、夫婦かっぱの湯というふうな形で、男女別の露天風呂もございます。そしてまた、老人福祉センター、そういうふうな施設もあり、時間的にさまざまなバリエーションがございます。それをもってしてさまざまな各界各層、またご夫婦、単身の方、そういうふうな方々の対応はあの一帯

で、野趣あふれる露天風呂もお楽しみができるし、もし不可能な場合は老人福祉センターと、さまざまなバリエーションの中でご利用いただきたいと、このように思うところでございます。

詳細につきましては、男女の仕切りとか、そういうふうなものにつきましては、担当からお答えをさせていただきますけれども、基本的にはそういうふうな形でご利用していただきたいと。ご夫婦一緒に入る場合は、また違う場面もあるでしょうし、別々に入る、それは同じ時間帯で入ることができるようなのは夫婦かっぱの湯、川沿いの足湯のところですか、そこをご利用していただきたい、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまの市長の答弁に補足してお答えいたします。

まず、使用時間の午後5時までを延長できないかというようなことでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、清掃時間の関係がございます。老人福祉センターは、ただいま試行的に時間を延長して行っております。これも住民の方から要望がありまして、現在そのような形でやっております。

かっぱの湯については、照明器具等がございます。ですから、暗い中で湯抜き作業あるいは清掃作業ということになりますと、非常に危険も伴いますので、そういうことから設定したのですが、夏場の日暮れの遅い時期は延長できないか、それらを検討していきたいと思っております。

現在も午後5時までですけれども、お客さんから入ったばかりで、20分、30分延長してほしいということであれば、清掃業者の方が、その時間をおくらせて掃除をしているというようなこともありますので、そういうことで検討させていただきたいと思っております。

それから、男女別に使用時間を設定してあるわ

けですが、これを男女同時に利用できないかというようなことでありますけれども、これは脱衣所の関係もございます。現在建っているところが非常に手狭でございます、あそこに男女別に脱衣所をつくるということは非常に困難でございます。それからもう一つは、浴槽の形状から、これを仕切り等で2つにするということは非常に困難がありますので、現在の方法で運営していきたいと、そのように考えております。

先ほど申し上げましたが、それぞれ男女時間帯を設けてありますが、この順番とかそれらについては、要望があれば、それにまた検討しながらこたえていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 今お聞きをしたわけですが、要望であります。今大畑庁舎所長のお話で、男女別に男女が同時に入浴できる、ポイントは脱衣所だと、こういうふうなことで、脱衣所を設置するスペースが、現在国からの貸付を受けているスペースの中では設置ができないというふうなことであります。要望であります、実はこのふろの連続した施設で、国の施設であります、昔鶯鳴荘という施設、今は空き家というか、利用していない状況にあるわけですが、国のほうで売り払いを予定しているようであります。この施設は、大畑のヒバをふんだんに利用したすばらしい木材を利用した施設であります。そういうこの施設の行政のほうでの利用も含めて、今後の検討課題にさせていただければと、このようなことを要望しながら終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番澤藤一雄議員。

○6番（澤藤一雄） むつ市営薬研温泉露天風呂条

例についてでございますけれども、今いろいろ議論がございました。これ以外に利用の実態といたしますか、新しく目隠しあるいは屋根等が設置されて、非常に施設全体がグレードアップしたわけでございますけれども、そういう中で利用の実態といたしますか、あるいはその施設への毀損、あるいは迷惑行為とか、そういうものがあるのかお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

利用の実態ということで、どのようなことになっているのかということでもありますけれども、今現在管理人がおりません。もともと屋根がなかったところを自由に使わせていたということで、そのまま屋根と脱衣所は設置したものの、管理人がおりませんので、いろいろな事件が発生しております。したがって、今議題に上げておりますこの条例は、そういう管理をしっかりしていくということで、指定管理という形で、奥薬研修景公園レストハウスを今指定管理しておりますが、これと一体的に管理して、利用者の安全安心を確保したいということでございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 今迷惑行為はどういうものがあるのかというようなことを聞いたわけですが、けれども、具体的に答弁がなかったわけですが、どういふものがあるのかというものが話せないものなのか、これが1つ。

それから、この原因者を特定しているのか。概略でもいいです。

それから、もし指定管理になった場合、これ指定管理を受けたほうが非常に大きな問題を抱えるというようなことになるわけですね。ですから、今の露天風呂の周辺の長期滞在も含めた、これは

周辺の事情もいろいろ勘案しながら、その対策と
いいですか、そうしたものを構築していくとい
いますか、そういうことが必要になってくる可能性
があるわけです。ですから、その辺のことにつ
いて答弁をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまのお尋ねに
お答えいたします。

迷惑行為、どういふことがあったのかというこ
とでございますけれども、盗難事件が2件ほどご
ざいました。それから、よく苦情が参りますのが
男女の使用時間を守らないということでありま
す。

あと今盗難防止用にロッカーを設置しておりま
す。ナンバーを自分で設定して、それをまたその
ナンバーで物を出すと、貴重品を出すというよう
なことになっておりますけれども、そこに貴重品
だけでなく自分の衣類を入れてしまったと。出る
ときにナンバーを忘れてしまったということで、
どなたもいないわけですので、たまたま通りかか
った人に声をかけて、今のレストハウスのほうに
マスターキーを用意しております。そこで開けて
もらったというようなことがございます。そうい
うことから、一体的な指定管理ということで考え
ておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） なかなか質疑に対する答弁が
具体的にいただけないのですけれども、原因者を
特定しているのかというようなことと、それから
近隣の広場への長期滞在の方々の利用がどうい
う状況で、その辺がその原因になっているのか。私
は、もしそうだとすれば、指定管理を受けたほう
が大変なことになると。指定管理者にすべて任せ
てしまうのではなくて、そういう周辺の環境の改
善、例えば駐車場での、あるいは空き地での長期
滞在を規制すると。そして、閑古鳥が鳴いている

野営場にそういう方々に移っていただくようなや
っぱり方向性を市が定めて、それに沿ってそれぞ
れの施設が健全に運営されていくというふうな方
向性が私必要だと思うのです。市長のお考えお願
いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） さまざまな迷惑行為がござ
いました。先ほど盗難だとか、ロッカーを毀損す
るとか、そういうふうな形で報告を受けておりま
す。そういうふうなものをまずしっかりと管理を
してもらわなければいけないだろうと。

そして、また先般大分県のほうで、昨年でした
か、露天ぶろめぐりの看護師が殺害されたとい
うふうなこと、そういうふうなことをもろもろやは
り考えてみますと、しっかりと管理をしてい
かなければいけない。しかし、その管理を受けた
指定管理者のほうをまたご心配の部分があると、
そういうふうなご趣旨のお尋ねでございますので、
その部分については、例えば盗難のほうにつ
きましては、当然警察のほうで捜査をして、まだ
特定されたというふうな報告はありませんけれど
も、そういうふうなものはしっかりと対応をとら
せるようにしなければいけません。

そして長期滞在者、私もたびたびその部分気
になりまして、もう一昨年あたりから澤藤議員から
その部分のご指摘がございましたので、私も薬研
温泉へ行くたびに、あのセンターの周辺を見て回
ります。露天ぶろも見て回ります。その部分にお
いては、長期滞在者がおられるのは確かござい
ますけれども、一昨年あたりとちょっと様相が変
わってきまして、そこでたき火をすとか、そし
てまた洗濯物を干した車、そういうふうなものは、
私が行ったとき限りにおいては見られなくなって
きております。それもやはり警察等の巡回等によ
って、さまざまな指導が効果を奏してきているの
ではないかと、このように思います。

しかしながら、あれを完全にシャットアウトしてしまうと長期滞在というのはどの程度までが長期滞在なのかというふうなこと。先ほどの駅前条例ではございませんけれども、1週間超えたらだめですよと、こういうふうなことをまたあそこの段階でしてしまうと、それは野営場がございまして、そちらのほうにというふうなご案内は、またさせていただきませうけれども、そこのところが非常にまた全国的な話題になるわけでございます。駐車場で例えば長期滞在、彼らにすれば、また長期滞在というふうな表現ではないと思えます。その景色を楽しみ、そして露天ぶろを楽しみ、そしてさまざまなワイルドな感じというのですか、そういうふうな趣味まで奪うのかというふうな今度また論調になってくるわけでございます。そこのところのあんばいを十分して、議決をいただいた後の指定管理者との中での協議をしっかりと進めて、事故がなく、そして安全で安心しておふろを楽しめるような環境づくり、これに向かっていきたいと、このように思っておりますので、さまざまなご提言の部分も承りました。それに対応して検討を進めていきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番（千賀武由） 管理面について伺いたいと思います。

まず露天ぶろ、清掃は現在どのようになっているのでしょうか。毎日やるとか、週何回とか、どのようになっているのでしょうか。まずお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） お尋ねにお答えします。

湯抜き作業と湯の入れかえと清掃作業は、毎日

行っております。それから、毎週水曜日、午後から大がかりな掃除を行っております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） ありがとうございます。使用時間は午前7時から午後5時までとなっておりますが、その掃除の日、毎日行っている、それと水曜日と今伺ったのですけれども、掃除の日、これは温泉を利用している方なのですけれども、なぜか1時間ぐらい前に湯を落としてしまうと。時間までに入浴しに行っているのに、入れない状況があるということで、大変苦情を私ももらいました。そこで、時間まで利用させ、その後に清掃するというのを作業員に、これは注意とかそのようなことをしていないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） お尋ねにお答えいたします。

ただいまの時間前に湯を落としてしまうとか、そういう関係の苦情は今まで一度も私のほうには届いておりません。また、係のほうにも届いていないということでもありますので、その辺は確かめないとはいけないと思いますが、先ほど言いましたとおり、掃除の時間、お客さんが時々入っている場合もございます。これを若干15分、20分、あるいは30分まで延長して利用させているというようなことは清掃業者のほうから聞いておりますけれども、今のような時間前に湯を落とすというようなことは現在のところは私のところに入っておりませんので、後で確かめてみたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） 確かめてみてください。それでどうしても出ない場合は、私に言った方を大畑庁舎のほうへ連れていってもよろしいですので、確かめてください。

それで、この露天ぶろの使用期間は11月10日までということなのでございますが、それ以降違反をして入浴する方も私は考えられるし、先ほど澤藤議員が言ったように迷惑者も考えられます。これからの11月10日以降のその管理と対策は今どのように考えているかお知らせを願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 期間の11月10日以降をどのように管理するのかということでございますけれども、現在は掃除は週1回は行わなければならないと思っております。これは、今までもそのようにしているわけですが、今年度運営する前に、そのようなことでやっておりますけれども、これはやはり使わない期間も、例えばコケ等が生えてしまうと、これを取り除くのに大変な作業になりますので、必ず週1回は冬場でも掃除はしなければならないと思っております。利用できないというようなことで利用期間を設定して、それ以降は利用できないというようなことで表示はしたいと思っておりますけれども、管理人が常時いるわけではございませんので、入った場合どうするのかということになります。それらについては、こちらでは常時24時間管理人がいるわけではございませんので、そこまではちょっと今のところ管理できないというようなことでございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第27号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第27号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第28号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第28号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団川内消防団第6分団、大畑消防団第10分団及び脇野沢消防団第7分団配備の小型動力ポンプ付積載車3台を老朽化に伴い更新するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第29号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を

求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第7 議案第30号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、27番齊藤孝昭議員。

○27番(齊藤孝昭) 1点だけ質疑させていただきます。

まず、メールモニター制度についてであります。メールモニターを募集する際のPRをどのように行うのかということと、電子メールを使えない方の対応はどのように考えているのか。そして、今

までもさまざまなこういう関係の意見を募集するとかというふうな行政から発信する方法がありますが、市長への手紙、防災・かまふせメール、お聞かせください「あなたの声」などあるのですけれども、その今までやってきたさまざまな市民の意見を受ける事業と今回の事業の整合性、どのように図るのかお知らせください。

○議長(富岡幸夫) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) まず、メールモニター募集のPRをどのように行っていくのかということでございます。市政だよりを初め市のホームページ、エフエムアジュールなど、市の広報媒体を使ったPRを行うほか、公共施設、各庁舎、あるいは図書館、公民館などに制度紹介と携帯電話登録用のQRコードを印刷したチラシを置きまして、いつでも登録できるようにしていきたいと考えております。

また、この制度を利用したアンケートの集計結果等を市政だよりや市のホームページで公表し、市民の目に触れる機会をふやすことがさらなるPR効果につながっていくものと考えております。多くの方々に登録していただけるよう、いろいろな機会を利用して周知してまいりたいと考えております。

次に、電子メール等を使えない方の対応をどうするのかというようなことでございます。携帯電話やパソコンのメール機能を使うことは、これまで余り市政に関心のなかった世代、特に若年層でございますけれども、その世代も含めて幅広い年齢層を対象にすることが可能であると考えております。しかしながら、齊藤議員ご発言のとおり、パソコンや携帯電話を利用できない環境にある人の対応もあわせて考えていかなければなりませんことから、紙ベースでのアンケートというようなものを併用するなど柔軟に対応していきたいと考えております。例えばイベント開催時に行うアン

ケートでは、紙ベースのアンケートもその会場に設置して、制度登録者だけでなく未登録者の方にも答えていただくというようなことも考えていきたいと思っております。

次に、市長への手紙、お聞かせください「あなたの声」などとの整合性についてどのように図っていくのかというようなことでございますけれども、市のホームページにございます市長への手紙や、お聞かせください「あなたの声」などは、市政全般に対しまして市民の皆様がお気づきになったとき、あるいはいろんなことをお考えになったときなどにご意見、ご要望等をいただくものとして位置づけしております。一方、このメールモニター制度は、市の施策等への意見や評価を伺うことを目的として、テーマを定めた市からのアンケート等に答えてもらうという、市として得たい情報を効果的に得るときなどに利用するものと位置づけしております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 住民の意見を幅広く募集したいということは十分わかるのですが、余りにもこういうたぐいのものが多過ぎると、私は最近特に感じているのです。市長は、おでかけ市長室もやっていますし、さっき言いましたお聞かせください「あなたの声」というのは、このメールモニター制度が導入されるということを知って、ホームページで私は初めて知りましたが、結局は内容が重複するところもたくさんあるし、何でもかんでもやればよいものではないと思うのです。そのところをなぜ考えなかったのか。考えたと思いますが、使う側してみれば、使う市民の皆さんにしてみれば、余りにも同じようなシステムのもの多過ぎて、何をどういうふうに答えればいいのか、何をどこに情報提供すればいいのかわからなくなる人もたくさんいると思います。電子メー

ルを使えない人も含めて、もう少しこのメールモニター制度については検討する時間が必要だと思いますが、部長、どのように思っているでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど部長から答弁をいたしましたように、私はさまざまなチャンネルをふやしております。今齊藤議員お話しのように、市長への手紙、そしてまたおでかけ市長室、そしてまたお聞かせください「あなたの声」というような形、ホームページのほうでは市長への手紙とか、当然メールになりますけれども、お聞かせください「あなたの声」というふうなことで、先ほど答弁をいたしましたように、市政全般についてさまざまな場面場面で感じた、そういうふうなご意見を承る場所としてとらえております。

今回のこのメールモニター制度というのは、市と市の行政が行っている、この部分についてはどういうふうな反応を示して、またご意見を持っているのかと。これは、もう既に二千数百件の方々がこの防災・かまふせメールに登録されておりますので、その方々にこちらの施策等への意見、そしてまた評価というふうなものを伺うという目的でありますので、前段でお話をしましたように、市長への手紙とか、お聞かせください「あなたの声」とか、それからまたおでかけ市長室の場面と、ちょっとこれはその趣旨が違うわけでございます。

例えばメールモニターにこういうふうな例も考えられると思います。「むつ市のうまいは日本一」、これはご存じですかというふうな形、それがどれだけ定着しているのか、フレーズとして。そしてまた、今回はどここのお店で開催いたしましたけれども、その部分についてのイベントの部分、これが周知されているのかどうか。そういうふうな場合、こちらのほうから仕掛けていって、そし

て回答をしてもらおうというふうな、それを行政が
いかに市民の皆さん方に、その施策の部分におい
て理解をしていただいているのか、それともこれ
についてはどういうふうなお考えを持っているの
か、そういうふうな形でのモニターでございま
すので、また自由にご意見を求める場面はそうい
うふうな形であります。そういうふうな形で、さ
まざまなチャンネルをふやして行って、市民の皆
さんの声を吸収していきたいというふうなのが私
の政治姿勢でございまして、その部分でござい
ますので、その部分でございまして、その部分
でございまして、その部分でございまして、その
部分でございまして、その部分でございまして、
その部分でございまして、その部分でございま
す。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 市長の言うとおりの、いい制度
なのです。他の自治体も、結構この方法を取り入
れておりまして、地方自治体が今どういうふうな
動きで、市民の感覚、または声がどういうふうな
方向に向いているのかということをやっているの
は前から知っていますが、先ほど1回目の質疑を
しました、ではその機械を使えない人たちはどう
なるのだということの対策がほとんどなされてい
ないで、部長は若い人の意見とか、そこから出て
くる話が少ないのでというふうな話も前段でしま
したが、それだけが目的ではなくて、幅広く住民
の皆さんがどういうふうにご考えているのか、思っ
ているのかということが本来の目的でありますの
で、機械を使えない人には手紙とか何かアンケ
ートを別に郵送するとか言っていますが、それだ
とそもそもの目的と合わないわけです。本来リアル
タイムでそのやりとりをすることが目的にありま
すので、郵送とか時間がかかることは果たしてメ
ールモニター制度に合うかどうかということも含
めて、その機械を持っていない、使えない人た
ちの意見をどういうふうにご集めるのか、そしてど
ういうふうにご反映していくのかを再度お聞きいた
します。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） パソコン等、メール等使え
ない方々に対応してのというふうな部分でござい
ますけれども、紙ベースでは市長への手紙でさま
ざまな意見を述べてもらう場面をつくっております。
その部分に、例えばこの件についてはどうで
しょうかというふうな形で、市政だよりを通じて
紙ベースでのアンケート方法、アンケートをとっ
ていく方法、こういうふうなことも可能でありま
す。その部分については、検討させていただき
たいと、このように思います。

また、今後スポーツ振興計画策定というふうな
ことが今取り組まれておるところでございませ
けれども、そういうふうな部分においては紙ベ
ースでアンケートをとって行く。そしてまた窓
口のアンケート、これも紙ベースでやらせてい
ただいております。窓口のアンケートの結果は、
先般の市政だより等を通じて、その評価をい
ただいておりますし、そういうふうなところは
きめ細やかにチャンネルをふやし、紙ベ
ース、その部分についても配慮した形の中
で進めていきたいと、このように
思います。

○議長（富岡幸夫） これで齊藤孝昭議員の質疑を
終わります。

次に、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 前段の齊藤議員と同じ質疑で
ございまして、重複する部分については割愛を
させていただきます。

今の質疑のやりとり聞いておりまして、私も市
民の声を聞くのにいろんなチャンネルをふやす
ということは非常にいいことだと思っております。
今の説明を聞いていますと、例えば「あなたは
今むつ市長を支持しますか」みたいな刺激的な
やりとりもできるのかなというふうに聞いて
おりました。要は、その集めた声といいます
か、結果をどのように判断するか、どのよう
に分析するか、そちらが大事だと思いま
すので、そこら辺は十分留

意をしていただきたいなと思います。

質疑ですが、普通モニターといいますが、何かしら特典みたいなものが普通の場合はつくのですが、これにはそういうのがあるのでしょうか。また、今は市当局サイドからだけですが、個人的な意見であります、議会としてもそれを使うことができるのでしょうか。その2点お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この制度に係る特典等は特にはございません。

それからもう一点、議会の部分ですけれども、その部分につきましてはご協議させていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 4点ほどお願いいたします。

まず、10ページの企画費であります、離島航路運航維持事業費補助金5,888万7,000円と、こういう大きい金額になっておりますので、やはり赤字がふえてきていると思うのですが、そういうふえている原因というのは何なのか。この3年間の利用状況というのはどういう状況になっているかというのを教えていただければと思います。今後この赤字というのはふえる方向なのか、それとも減る予定なのか、教えていただければと思います。これ以上赤字がふえても、この航路というのは維持する方針かというのをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、先ほどと同じ広報費のメールモニターですが、363万6,000円ということで、今までの説明を聞くと、何か363万円もかかるような感じには思えないのですが、この中身を教えていただければと思います。私の単純な考えだと、モニターというと、先ほど何か報償云々という話が

ありましたので、そういうモニターの方への何か人件費というのが主となる、そういう金額かなというふうに思いましたので、教えていただければと思います。

あと、11ページの森林整備地域活動支援交付金事業費が888万円計上されておまして、これと同じ事業が当初予算では450万円計上されておりましたので、この450万円を使い切ったために追加になった888万円かなというので、そのところを教えていただければと思います。

そして、この事業というのは間伐作業ですね。この作業が中心だと思うのですが、この間伐というのはどの程度進展しているかと。間伐しなくてはいけない森林面積に対して、今どういう状況かというのを教えていただければと思います。

次、その下のほうの重要文化財保存活用事業費419万9,000円が計上されておりますが、これは大体どういう内容かというのをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 幾つかのお尋ねの中の、まず離島航路、この部分について私からお答えをさせていただきます、こう思います。

現在シライイン株式会社が運航する青森一佐井航路、これは離島航路に指定をされておまして、国・県からの支援及びむつ市、佐井村というふうな形で補助を受けながら運航は継続されております。

離島航路という性格は、地域住民主体の運航を基本としているというふうなことでございますので、近年の人口減少、この部分において、そしてまた昨今の観光客の入り、そういうふうな部分では非常に利用者が減少傾向にあるというふうなこと、そしてまた燃料費の高騰、こういうふうなものが続いておりますので、非常に厳しい経営環境

にあるというふうなことでございます。そして、この航路維持に係る経費、むつ市及び佐井村、これそれぞれ非常に大きな負担を強いられているという状況にあるということをお伝えをさせていただきたいと、このように思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 離島航路につきまして、赤字がふえている原因はというようなことでございますけれども、赤字増加の主な要因であります。国の平成22年度離島航路補助金を算定するための監査の結果、過年度分の消費税還付金収入が補助対象経費から除外されたことによりまして国からの補助金収入が減少したこと、そしてまた燃料の高騰によりまして費用が増加したことが主な要因でございます。

次に、3年間の利用状況というようなことでございますけれども、平成20年度の旅客輸送人員は1万1,289人、平成21年度は1万2,832人、平成22年度は1万2,061人となっております。

次に、今後赤字はふえるのかどうかというようなことでございますけれども、今年度は東日本大震災の影響を受けておりまして、旅客輸送人員が大きく減っているほか、燃料の高騰も続いておりますことから、また船舶に係る検査等によりまして、修繕費が例年より支出増となる見込みでありますことから、国の離島航路補助額にもよりまして、赤字は前年度よりふえるのではないかなど考えております。

次に、メールモニターの件でございます。どういう内容かというようなことでございますけれども、メールモニター制度は市民協働参画の社会づくりを進めていくための一つの手法として広く市民の声を伺う新たな公聴制度として導入するものでございます。この制度は、あらかじめパソコン

や携帯電話のメールアドレスを登録された方にアンケートなどを送信いたしまして、それに答えてもらうというようなことによりまして、市民の意見、評価などを短時間で得ることができるとともに、集計も容易になるものでございます。

メールモニター制度導入事業費363万6,000円は、防災・かまふせメールにアンケート機能を追加するためのシステムを構築するための業務委託費でございます。メールモニターの登録は無料でございますけれども、登録者が負担する経費といたしましては、アンケート及びメール等の受信に係る費用、アンケートへの送信に係る費用、その他データの送受信に係る費用でございますが、この費用につきましては、アンケート1回当たり二、三円程度ではないかと聞いております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業費について、1点目の当初予算の450万円を使い切ったため追加したものかとお尋ねでございますけれども、当初予算の450万円は、森林の間伐作業路網の改良活動のための経費であります。補正計上いたしました888万円につきましては、これも同じ事業の中の一つですけれども、間伐に対する国の補助制度が改正されまして、その対象は間伐する前の5ヘクタール以上の施業地を集約化するための事業であり、その内容は集約化に必要な施業地や作業道予定地の現地調査、境界の確認、森林所有者への説明、施業提案書の作成等に対して助成されるもので、これについては県からの全額補助ということになっております。

次に、間伐はどの程度進展しているかということについてお答えいたします。むつ市の間伐の対象になる杉の植林面積は7,115ヘクタールであり

ます。間伐の対象となる樹齢は、私どものほうで推定したところで25年から35年ということになりますと、その対象となる面積は年度前に多少変わるのでございますけれども、現在おおよそ2,300ヘクタール程度であります。これまでの間伐面積は、過去3年間では平成20年度が約314ヘクタール、平成21年度が約386ヘクタール、平成22年度が約304ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 4点目の重要文化財保存活用事業の内容についてお答えいたします。

平成21年12月に旧大湊水源地水道施設において、沈澄池堰堤、第一引入口、乙水槽など5カ所が国の重要文化財に指定されています。この施設は、建造から100年の歳月を経ており、施設の老朽化により建造物の漏水及び腐食が進んでおりますことから、青森県教育委員会並びに文化庁の指導、助言を得まして、保存に向けた修理、修復が必要と考えており、これまでもこの事業を進めてございます。

このたびの事業については、指定文化財の修理、修復に向けた現況調査を国の補助事業で行うためには、この補助事業に先行して、各施設ごとに調査項目及び数量調査を行う必要がありますことから、この現況調査事業において、実施計画書並びに設計書を作成する業務でございます。

また、重要文化財指定以外の施設も追加指定に向けた資料収集の必要性があることから、協力者の謝礼に要する経費及びその他その関連の事務費を計上しておりますことが、この事業の内容でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 再質疑は、シラインの部分についてさせていただきます。

やはりかなり大幅に補助金がふえてきておりま

す。平成20年度は1,200万円だったのです。平成21年度が970万円、これが平成22年度、去年が4,500万円とばんと上がって、ことし平成23年度が5,888万円ということで、このふえ方がちょっと普通でないというものですので、やはりここはきちんと経営改善と言ったらなんですが、それのできるものだったら経営改善してもらいたいのですが、こういうのはやっぱりきちんとこうならないように指導していかなければいけないなというふうに思うのですが、そのこのところのむつ市としての指導部分というのはどういう部分があったのかなというのを再度お聞きしたいなと。ただ、ふえれば、自動的に国・県とかの補助もあります。むつ市でそういう補助金を充てるということになれば、当然民間ですから、やっぱりそれなりの努力もしてもらわないとふえる一方かなというふうに思いますので、そのこのところの考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来、その経営状況のお話を担当からいたしましたけれども、非常に厳しい状況であると、これは否定はいたしません。そしてまた、利用者が減っていると。ふけさめがありますけれども、減少傾向は、もう右肩下がりの状況であるというふうなこと。また、東日本大震災の影響をこうむっていると、この部分においても。そういうふうなところで、非常に経営が苦しい、厳しい状況であるというふうな状況をかんがみまして、この航路の活性化、この可能性がどこにあるのかというふうなことで、むつ市と佐井村で先般その調査研究を行うために担当者レベルでの会議を開催いたしておるところでございます。その部分において今後の形、活性化、そういうふうなものをひっくるめまして、担当者レベルでの協議を始めたところでありまして、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、大いに利用

していただいて支えていただきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 先ほど横垣議員から、平成22年度に大きく補助金が増加しているというようなことがございました。これは、平成21年度は970万円余り、平成22年度は4,560万円というようなことで、このふえた大きな原因は「ポースター」を建造したというようなことで、減価償却費が平成21年度の欠損の部分で出てきたというようなことで、このように大きくなっております。

また、平成22年度欠損分で5,880万円という数字、これにつきましては先ほど申しましたけれども、新船建造に係る消費税の還付金収入というようなものが、その監査の結果、国の補助対象から外されたというようなことでございまして、この額が約1,800万円、それから燃料費の高騰が約500万円というようなことで額がふえているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） そうしますと、今年度は3.11の地震の影響があるというふうな答弁もあったのですが、こういう3.11の地震、特別なことがない限りは大体五、六千万円、こういう形で今後推移するというふうを考えてよろしいのかどうか、お答えをお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議員おっしゃるとおり、大きな検査等がない場合は、若干減る場合もございすけれども、今後も約6,000万円程度の補助が必要になっていくのではないかと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第31号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第32号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第32号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第33号～議案第41号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第10 議案第33号 平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第18 議案第41号 平成22年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第33号から議案第41号までの平成22年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（小川照久代表監査委員登壇）

○代表監査委員（小川照久） 平成22年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計及びむつ市魚市場事業特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認めました。

平成22年度の全会計の歳入歳出差引額は、約600万円の黒字に転じた決算となり、特に一般会計においては平成10年度以来13年ぶりの黒字会計となり、赤字解消計画の目標年度を1会計年度短縮しての達成となっております。

しかしながら、特別会計においては、7つある特別会計のうち国民健康保険特別会計が赤字決算となっており、収納率向上による歳入の確保はもとより、これまで以上に歳出の抑制に努めなければならないものと判断しております。

これらの結果、健全化判断比率では早期健全化基準を下回り、これまでの財政状況と比較すると良好な状況に向かいつつあると認めました。

次に、平成22年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算書を初め財務諸表、その他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財務状態についても適正であると認めました。

審査の詳細につきましては、お手元に配布の平成22年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書及び平成22年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これでは監査委員の意見を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第33号 平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。
25番中村正志議員。

○25番（中村正志） それでは、平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

まず、ご案内をされていますとおり、赤字解消計画より1年前倒しでの累積赤字の解消、これに対しまして、市民の皆様のご理解とご協力、そしてまた宮下市長を初めといたしますむつ市当局のご努力に対しまして、感謝と敬意を表したいと思います。また、日ごろから市民に対しましての予算や決算の公表の方法につきましても、年々工夫や改善が加えられておりまして、わかりやすくなっていっていますことについても、評価をしたいと思っております。

そこで、総括質疑なので細かくならないようにいたしますが、我々に示されています指標や指数等、また監査委員の意見等をもとに質疑をさせていただきますと思います。

最初に、財政分析指標のうちの財政力指数のみがほかの指標に比べて悪化をしております。この要因についてはどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

2点目が、実質公債費比率は今19.3%で、これは昨年と比べて改善をしております。しかしながら、起債について許可が必要な一般的許可団体と現在はなっております。この一般的許可団体となっていることが財政運営に対して、予算を組むことに対してどのような影響を与えているのか。また、これをそうではない団体にするための、18%

以下にするための方策はどのようなことを考えているのかをお聞きしたいと思います。

そして3点目、これは昨年も同じような質疑をさせていただいたのですが、一般会計の累積赤字の解消後の中長期的な財政運営計画はいつごろ我々に示されるのか。昨年の答弁ですと、その赤字が解消された後、平成23年度中というふうなことで答弁をされていましたが、今年度中に私たちに示すことができるのか。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3つのお尋ねの中の一番最後の赤字解消後の中長期的な財政運営計画ということについてお答えをさせていただきます。

まず、6月定例会で中村議員から一般質問の中でお尋ねがございましたように記憶しております。赤字が解消したとはいえ、まだ多額の財政負担を求められる行政課題が山積していることから、中長期的な財政見通しを策定し、これまで以上に堅実な財政運営を行わなければいけないというふうなご趣旨のご発言でございました。私もそのように感じておるところでございます。ゆえをもって、先般の市長選挙の際には、持続可能な財政運営とはいかなるものかということで、それを十分訴えさせていただきました。また、議会議員各位のご理解とご協力をいただき、また市民の皆様方のご理解をいただいて、1会計年度前倒しで赤字が解消できたというふうなことは、13年ぶりの黒字転換ということでございますけれども、非常にその部分においては皆様方のご協力に心から感謝を申し上げたいと、このように思います。

しかしながら、まだ不良債務、各診療所における不良債務、そういうふうなものがございまして、これからも身を引き締めてしっかりと解消、この部分について、むつ総合病院のこともございます。そういうふうなことで、さまざまな形での引き締

めた形、また身の丈に応じた財政運営をしていかなければいけないという私の基本的なスタンスでありまして、この中長期的な財政運営計画、この部分につきましては、むつ市の本当の基本であります政策、行政遂行のうえで長期総合計画、これがございます。その実施計画、この見直しについても各種事務事業の調整を図りながら、ことしじゅうには何とかこの部分についてはめどをつけたいと、このように今その作業に取り組んでいるところであります。この実施計画は、本当に市政運営の当然重要な施策でありますので、今後の財政見通しの策定につきましても、当然のことながら実施計画との整合性というふうなものが前提になります。その中でも今般の3.11の東日本大震災、これが及ぼす影響、これらを十分情報収集していく中で、しっかりとした形の中で、この中長期的な財政運営の計画、これをつくっていかなければいけないと、このように思っております。

復旧復興の中で地方財政、この部分についてどれだけ影響が出てくるのかと、こういうふうなものも見きわめなければいけませんし、極めて本当に不透明な状況でありますので、国の動向、これらを見据えながら、十分見きわめながら、現実に行えるだけ即した形の中長期の財政運営計画、これをつくっていかなければいけないものだと、このように考えておりますので、いましばらく長期総合計画の実施計画、この見直しもありますので、その部分の見直しについては、ことしじゅうには何とかということ今作業を進めておりますので、それらを踏まえた中でできるだけ努力を重ねて、現実に即した形でできるように。ただ、それも前提がございます。国の復興の部分での地方財政、非常に厳しいものが出てきておりますので、それらも見きわめつつ議会のほうにもご提示をさせていただきたいと、このように思っております。

その余につきましては、担当からお答えいたし

ます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 市長答弁に補足してご説明いたします。

まず、財政分析指標のうち財政力指数のみ悪化しているが、その要因についてのお尋ねでございます。財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値でありまして、一般的にはこの数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いという団体ということになります。逆に言いますと、低いほど自主財源の割合が低く、財政力が弱い団体ということになります。

お尋ねの財政力指数悪化の要因についてでございますけれども、ただいま申し上げましたように、この数値が低くなるということは自主財源の割合が低くなっているということになります。自主財源の大宗を占めます市の税収が長引く景気の低迷により落ち込んでいることが大きな要因であるというふうに認識しております。

次に、お尋ねの実質公債費比率についてでございますけれども、実質公債費比率が19.3%と改善傾向にはあるのだけれども、起債については許可が必要な一般許可団体だと、これが財政運営に与える影響はと、また18%以下にするための方策はどのようなふうに考えているかのお尋ねでございます。まず、実質公債費比率ですけれども、公債費の標準財政規模に対する比率のことでありまして、簡単に申し上げますと、各自治体の一般財源が義務的に支出しなければならない借金の返済にどの程度充当されているかを示す過去3カ年の平均値による財政指標の一つであります。したがって、この数値が高ければ財政運営の硬直化につながることとなり、逆に低ければ余裕のある財政運営を行うことができると、理論上可能になる

というふうなものでございます。

当市の場合、議員ご指摘のとおり、現在は一般的許可団体であります。実質公債費比率の推移を見ますと、平成18年度で22.3%でありましたものが、平成22年度には19.3%と3ポイントほど下がってございます。許可団体への移行ラインであります18%まで、徐々にではあります。改善しておる状況でございます。

お尋ねの一般的許可団体であることの財政運営に与える影響についてでございますけれども、実質公債費比率が18%を下回るよう公債費を長期的にコントロールするために、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられております。これが言うなれば許可の条件ということになってございますけれども、このことで市債の発行が制限されることは基本的にはございません。直接財政運営に与える影響はないものと、こういうふうに認識してございます。

また、18%以下にするための方策はということのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、事業の精査等により計画的に市債の発行を抑制することに尽きるものというふうに考えてございます。一般会計のみならず、特別会計や一部事務組合も含めた事務量の管理をしっかり行っていくということが非常に大事になってくるだろうというふうに考えてございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 前段の指数2つにつきましては、わかりました。

3点目の中長期的な財政運営計画についてであります。今のお答えですと、実施計画についてはことしじゅうには何とかということで、その後の中長期的な財政運営計画につきましては、今の状況を見据えながら、いましばらく精査をして出したいというふうなお話で、明確な時期というの

は残念ながらお答えはなかったのですが、どうなのでしょう。平成23年度中は、やはり厳しいのでしょうか。それとも、やはり平成24年度にまでいってしまうのでしょうか。そのあたりをもう一度だけお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 時期を区切るというふうなことも必要かと思えますけれども、平成24年度の当初予算、この中にしっかりと反映をされていかなければいけないものではないかなと、このような思いをいたしておりますので、そこら辺でご理解いただけるものではないかなと、このように思います。

目標値は、平成24年度の当初予算をお示しする段階までに何とか。ただ、その部分も国の部分、不透明なことがございますので、これは中長期です。5年、10年のスパンの中で、その財政運営をどうしていくのかというふうな大きなテーマでございまして、やはりその部分は慎重にならざるを得ないというふうなこと。また、そこで確定をしてしまうと、議会にお示しをすると、さまざまな部分で、それはもうひとり歩きする場面もあるわけでございますので、この部分も慎重に踏まえながら、中長期というふうなことの検討を今重ねておりますので、目標値といたしましては、平成24年度当初予算をお示しする段階までには何とか頑張って、さまざまな入ってくる情報、いっぱいありますので、この国の動向、この部分も国の平成24年度の予算、こういうふうなものも出てくるわけでございますので、それらを踏まえた中でしっかりと積み上げをして中長期の財政運営をお示しさせていただきたい。あくまでも目標値としては、そこら辺ということをお示しをさせていただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次は、議案第34号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

次は、議案第35号 平成22年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

次は、議案第36号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

次は、議案第37号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

25番中村正志議員。

○25番(中村正志) 2点ほどお聞きしたいと思います。

下水道の接続率の向上についてなのでありますが、結果を見ますと、昨年度は全体で41.0%、今の決算におきましては41.3%と、わずか0.3%しか伸びていないということでございます。数字といたしましても、大変低いですし、監査委員の意見書の中でも割と厳しい形で表現をされております。

そこで、なかなか伸びない原因と、これの解決策、抜本的な解決策についてはどのように考えておるのかをお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、そういうことが原因しているのでしょうか、事業収入のほうの収入の確保も何かままならないというふうな形で監査委員の意見のほうはなっておりますし、前年度も抜本的な対応策の検討について要望したところであるが、改善は見られないというような形で、これもまた強い口調の意見が出されております。この収入確保についての対策についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長(齊藤鐘司) 中村正志議員のお尋ねにお答えいたします。

第1点目ですけれども、下水道接続率の向上について、その原因と抜本的な対応策についてでございますが、平成22年度末の下水道接続率は、処理区域内家屋数4,449戸に対しまして、接続家屋が1,835戸で、接続率は41.3%となっております。その中でむつ地区は31%、大畑地区が27%と低く、事業が終了した川内地区は56%、脇野沢地区が58%となっております。むつ地区、大畑地区の接続率が低い理由につきましては、供用開始年度が遅かったこと、商業地域の整備を優先したこと、特にむつ地区は単独浄化槽や合併処理浄化槽が普及していることによるものと考えております。昨

年度は、むつ、大畑地区の未接続世帯への戸別訪問を行い、接続のお願いをするとともに、接続しない理由のアンケート調査を実施しており、その結果接続費用が高額なためが32%、現状で不便がないが25%、高齢なためが11%の順になっております。下水道への接続につきましては、全国的にも長引く景気の低迷、さらには現金の収入の低下、高齢化などの理由により苦慮している状況であります。毎年市の広報紙やホームページに掲載してのお願い、各庁舎の協力を得ながら戸別訪問によるお願いなどをしてまいりましたが、今後とも戸別訪問を続けながら、アンケート結果を参考に新たな施策も研究し、少しでも多くの方に下水道を利用していただき、きれいな川や海を未来に残すため接続率を向上させていきたいと考えております。

次に2点目、収入確保についての対策についてでございますが、下水道事業収入といたしましては、下水道使用料及び手数料と受益者負担金及び分担金がございます。

まず、下水道使用料ですが、使用料の徴収事務につきましては、公営企業局に委託し、収納率98.3%、9,730万663円の収入を確保しております。

次に、受益者負担金分担金についてであります。平成22年度現年分につきましては、収入額2,329万8,000円、収納率は86.9%となっております。滞納分につきましては、収入額117万600円、収納率が4.6%となっており、収入未済額の合計は2,754万5,900円となっております。これは、事業収入の収入未済額全体の94%を占めており、収入確保についての対応といたしましては、受益者負担金分担金の滞納対策が主なものとなります。今までは、催告状や戸別訪問により納付のお願いをしております。収入確保ということでは、滞納処分ということを行うこともできる事業であります。今後とも庁内各部署との連携をとり合い、

粘り強く誠意を持って戸別訪問等を行い、滞納者の理解を得たいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 説明はよくわかります。

どちらにしましても、やはり費用が高額だというのが根本的な原因だと思います。それに対しまして、役所といたしましての努力は十分認めますし、理解はいたすところではありますが、この状況はなかなか改善が難しいと思うのです。そこで、もう本当に抜本的な対策として、この高額な部分をどうにかいい方法がないか、そこをぜひ考えるべきではないかなというふうに思います。

今までも既に接続した人、きちんと負担金、分担金払っている人に対しましてのケアももちろん考えてやらなくてはいけないと思いますが、まずはやはりつないでもらう、使用してもらおうというほうを考えて、ちょっと目先を変えた方策が必要なのではないかなというふうにここに来て思いますので、そのあたりについては、検討するとはなかなか言いがたいとは思いますが、その点についての取り組み方といいますか、そういうふうなことも考えてみようかなというふうな考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 接続については、非常に高額な費用を必要とします。これにつきましては、市役所のほうでの排水設備の工事に対する助成制度も行っております。これは、くみ取りトイレの場合、80万円を上限といたしまして、これを5カ年の無利子ということで返済していただくと。利子は市役所のほうでお支払いするというこの制度もございますし、いろいろ今後もそういう制度を考えていきたいと考えております。

また、高齢者の方もちょっと、今後長いことは

ないみたいなことでなのですけども、ぜひむつ市の環境の整備を考えていただいて、これからの若い人たち、また子供たち、孫たちのふるさともなるわけですから、ぜひ接続をお願いしていきたいと強くお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） お答えは、どうしてもそういうふうな形になると思いますので、非常に難しい問題でありますので、今ここでどうのこうのというのではなくて、またちょっと場所を変えて議論をさせていただきたいと思いますが、とにかくつないでもらう、使ってもらおうというふうなことを念頭に置いて進めていただきたいというふうなことを申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

次は、議案第38号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

次は、議案第39号 平成22年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

次は、議案第40号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

次は、議案第41号 平成22年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

以上で平成22年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第41号までの平成22年度むつ市各会計決算については、議会選出の監査委員を除く議員26名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第41号までの平成22年度むつ市各会計決算については、議会選出の監査委員を除く議員26名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれましては決算審査特別委員会において、委員長に中村正志議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第27号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第19 報告第27号 平成22年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(富岡幸夫) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月6日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月7日及び8日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、明9月6日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月7日及び8日は決算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月9日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時41分 散会